

令和 7 年 6 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・議案第 4 6 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例-----	1
	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例-----	1 5
・議案第 4 7 号	大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例-----	2 5

議案第 4 6 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新
(大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例) 第 1 条 ～ 第 1 2 条 (略) (利用者負担額等の受領) 第 1 3 条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 特定教育・保育施設は、<u>前各項</u>の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該支払を受けた費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 (略) 第 1 4 条 ～ 第 3 4 条 (略) (特別利用保育の基準) 第 3 5 条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 2 8 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。

主要改正点

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 1 2 条 (略) (利用者負担額等の受領) 第 1 3 条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 特定教育・保育施設は、<u>前 4 項</u>の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該支払を受けた費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 (略) 第 1 4 条 ～ 第 3 4 条 (略) (特別利用保育の基準) 第 3 5 条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 2 8 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>本章</u>（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。

新

以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第３６条 （略）

２ （略）

３ 特定教育・保育施設が第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者

旧

以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第３６条 （略）

２ （略）

３ 特定教育・保育施設が第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者

新

を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 （略）

第38条 ～ 第41条 （略）
（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 （次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) （略）

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、

旧

を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 （略）

第38条 ～ 第41条 （略）
（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 を行うこと。

(2) （略）

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、

新

第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

旧

第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

新
<u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) （略） <u>6</u> （略） <u>7</u> （略） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） <u>10</u> （略） <u>11</u> （略） （利用者負担額等の受領） 第43条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 特定地域型保育事業者は、<u>前各項</u>の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該支払を受けた費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 （略） 第44条 ～ 第50条 （略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条 （略） 2 （略） 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育

旧
<u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者</u>（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。） (2) （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） <u>7</u> （略） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） （利用者負担額等の受領） 第43条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 特定地域型保育事業者は、<u>前4項</u>の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該支払を受けた費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 （略） 第44条 ～ 第50条 （略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条 （略） 2 （略） 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育

新
給付費（法第 3 0 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 4 0 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第 1 9 条第 3 号」と、「法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「<u>前各項</u>」とあるのは「前 3 項」とする。 第 5 2 条 （略） （電磁的記録等） 第 5 3 条 （略）

旧
給付費（法第 3 0 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 4 0 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第 1 9 条第 3 号」と、「法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「<u>前 4 項</u>」とあるのは「前 3 項」とする。 第 5 2 条 （略） （電磁的記録等） 第 5 3 条 （略）

新

2 ～ 5 （略）

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

1 ～ 4 （略）

（連携施設に関する経過措置）

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

旧

2 ～ 5 （略）

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

1 ～ 4 （略）

（連携施設に関する経過措置）

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

新

（大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例）

第1条 ～ 第6条 （略）

（保育所等との連携）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

（1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 （次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2） （略）

（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設における教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

旧

第1条 ～ 第6条 （略）

（保育所等との連携）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

（1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援

（2） （略）

（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条第1項に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設における教育又は保育を提供すること。

新

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
- ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

旧

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内

新
(2) (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) 第 8 条 ～ 第 1 0 条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準) 第 1 1 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該<u>家庭的保育事業所等</u>の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 第 1 2 条 ～ 第 1 6 条 (略) (食事の提供の特例) 第 1 7 条 (略) (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、本市等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3) ～ (5) (略) 2 (略) 第 1 8 条 ～ 第 2 9 条 (略) (職員) 第 3 0 条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

旧
<u>保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）</u> (2) (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) 第 8 条 ～ 第 1 0 条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準) 第 1 1 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該<u>家庭的保育事業者等</u>の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 第 1 2 条 ～ 第 1 6 条 (略) (食事の提供の特例) 第 1 7 条 (略) (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3) ～ (5) (略) 2 (略) 第 1 8 条 ～ 第 2 9 条 (略) (職員) 第 3 0 条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

新
第 3 1 条 （略） （職員） 第 3 2 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 第 3 3 条 ～ 第 3 7 条 （略） （居宅訪問型保育事業） 第 3 8 条 （略） （1） ～ （3） （略） （4） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）<u>第 6 条第 5 項</u>に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育 （5） （略） 第 3 9 条 ～ 第 4 4 条 （略） （職員） 第 4 5 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。 第 4 6 条 ～ 第 4 7 条 （略） （職員） 第 4 8 条 （略） 2 （略）

旧
第 3 1 条 （略） （職員） 第 3 2 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 第 3 3 条 ～ 第 3 7 条 （略） （居宅訪問型保育事業） 第 3 8 条 （略） （1） ～ （3） （略） （4） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）<u>第 6 条第 4 項</u>に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育 （5） （略） 第 3 9 条 ～ 第 4 4 条 （略） （職員） 第 4 5 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。 第 4 6 条 ～ 第 4 7 条 （略） （職員） 第 4 8 条 （略） 2 （略）

新
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第49条 ～ 第50条 （略） 附 則 1 ～ 3 （略） （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5 ～ 11 （略）

旧
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第49条 ～ 第50条 （略） 附 則 1 ～ 3 （略） （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5 ～ 11 （略）

議案第 4 7 号

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例

新
第 1 条 ～ 第 2 条 （略） （布設工事監督者の資格）
第 3 条 （略） （1） ～ （9） （略） （10） 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号） <u>第 3 7 条第 1 項</u> 及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （11） （略） （水道技術管理者の資格）
第 4 条 （略） （1） ～ （6） （略） （7） 建設業法施行令 <u>第 3 7 条第 1 項</u> 及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （8） （略）

主要改正点

- ・ 建設業法施行令の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 2 条 （略） （布設工事監督者の資格）
第 3 条 （略） （1） ～ （9） （略） （10） 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号） <u>第 3 4 条第 1 項</u> 及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （11） （略） （水道技術管理者の資格）
第 4 条 （略） （1） ～ （6） （略） （7） 建設業法施行令 <u>第 3 4 条第 1 項</u> 及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （8） （略）

印刷物番号

7 - 1 3
